

## 鹿角市農地利用最適化推進委員 募集要項

### 1. 趣旨

農業委員会等に関する法律第19条第1項（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び鹿角市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年条例第8号。）第3条第1項に基づき、鹿角市農地利用最適化推進委員を（以下「推進委員」という。）を募集します。

### 2. 募集人数

15人（下表のとおり区域ごとに募集人数を定める）

区域名	担当区域	募集人数
第1地区	大字花輪、大字尾去沢	5人
第2地区	大字十和田毛馬内、大字十和田岡田、大字十和田上向、大字十和田瀬田石、大字十和田山根、大字十和田錦木、大字十和田末広	4人
第3地区	大字十和田大湯、大字十和田草木	3人
第4地区	大字八幡平	3人

### 3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 鹿角市の職員
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 4. 主な業務

担当区域において、人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いの推進、農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止・解消の推進等現場活動を行います。

その他農業委員会が必要とする活動を行います。

### 5. 任期

農業委員会が委嘱した日から令和11年7月31日まで（令和8年8月上旬委嘱）

## 6. 報酬（月額）

委員 25,000円

## 7. 推薦及び応募にかかる手続き

- ① 所定の推薦・応募書（様式第1号）、委員候補者推薦承諾書（様式第2号）、同意書（様式第3号）等に必要事項を記入の上、持参により鹿角市農業委員会事務局へ提出してください。

また、推薦・応募等に係る提出書類は返却しませんのでご了承ください。

- ② 推薦・応募等の必要な書類は、次の窓口に備えるほか、鹿角市ホームページからもダウンロードすることができます。

ア. 市役所農業振興課

イ. 各支所（花輪・大湯・十和田・尾去沢・八幡平）

ウ. 鹿角市農業委員会事務局

## 8. 推薦及び応募の受付期間

令和8年1月13日（火）～令和8年2月12日（木）

なお、受付時間は、平日の8時30分から17時15分までとなります。

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日に提出することはできません。

## 9. 情報の公表

推薦者、被推薦者、応募者に関する情報（住所、生年月日は除く。）は推薦、募集期間の中間と期間の終了後に鹿角市ホームページで公表します。

## 10. 選任

鹿角市農地利用最適化推進委員選考委員会にて、被推薦者及び応募者の中から推進委員を選定し、農業委員会が各推進委員の担当する区域を定めて委嘱します。

## 11. その他

- （1） 推進委員及び農業委員会委員の両方に推薦又は応募することができます。（各々申込み手続きが必要）ただし、推進委員、農業委員の兼務はできません。
- （2） 追加の提出書類を求める場合があります。
- （3） ご不明な点等は、書類の作成・提出の前にお問い合わせください。

### 【問合せ先】

鹿角市農業委員会事務局

〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4-1

電話番号 0186-30-0283